平成２８年（フ）第１２１６号
埼玉県上尾市愛宕３丁目９番３号　ルミエール愛宕403
債務者　扇谷　政毅
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２３８号
埼玉県川口市西川口５丁目７番26号　丸松ハウス101号、旧住所埼玉県川口市北園町44番15－１号　テラスセブン
債務者　郷原　　竜
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４９５号
埼玉県川越市神明町49番地１（川越神明町団地２号棟402号室）
債務者　常田　　学
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５０４号
埼玉県所沢市狭山ケ丘１丁目3008番地の２　ユアコート狭山ケ丘コンフィア303
債務者　田中　沙織（旧姓奥富）
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１２８号
千葉県山武郡九十九里町小関1861番地30　ＫＩハウス九十九里201
債務者　山本　弘美
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第２８６号
静岡県沼津市西間門344番地の１　エルディムながくらⅡ101号
債務者　原　新太郎
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１２９７号
名古屋市名東区高社１丁目229番地　フィレンツェ一社408号
債務者　安川　由美
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７５３号
堺市東区日置荘西町１丁22番10号　嶋津方
債務者　岩下惠津子
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４９号
福岡県みやま市高田町北新開827番地
債務者　西山　利信
1　決定年月日時　平成28年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第５３１号
北九州市八幡西区萩原１丁目８番54号（206）
債務者　奈須　雅博
1　決定年月日時　平成28年10月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５９１号
北九州市八幡西区楠橋西３丁目８番３号
債務者　仲野穂津美
1　決定年月日時　平成28年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２７２号
沖縄県那覇市松尾２丁目２番14―505号　ライオンズマンション浮島通り
債務者　白保　幸子
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２４９号
愛知県一宮市苅安賀１丁目16番３―311号　県営苅安賀住宅
債務者　小島　幸代
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第５１５号
千葉県松戸市三ケ月1234番地　エルダーホーム新松戸206号
債務者　飯嶋富士子
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５３０号
千葉県野田市尾崎台27番地の４　シティハイムＳ１―111
債務者　齊藤　雅仁
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５３５号
千葉県松戸市稔台７丁目28番地の５　シャンドゥフルール成華１Ｃ号
債務者　蠣崎ひとみ
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部